

○最上町空き家情報登録制度利活用購入補助金交付要綱

平成 28 年 6 月 1 日

訓令第 19 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家の有効的活用のため最上町空き家情報登録制度(最上町空き家情報登録制度要綱(平成24年訓令第27号の1)以下、「空き家登録制度」という。)を活用し、定住及び移住又は定期的な滞在及び利用のため、空き家を売買又は貸借する空き家所有者又は利用者に、その利活用に伴う費用の一部を予算の範囲内において補助することについて、最上町補助金等の適正化に関する規則(昭和47年最上町規則第2号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は次に掲げる各号に定めるとおりとする。

- (1) 空き家 空き家登録制度において空き家として登録している建築物
- (2) 所有者 空き家登録制度において、空き家を登録し且つ当該空き家について所有権又は賃借、売買等を行うことができる権利を有する者。
- (3) 利用者 空き家登録制度において空き家利用登録者として登録し、空き家を購入又は利用をして町に定住及び移住又は定期的な滞在及び利用をしようとする者。
- (4) 調査者 「既存住宅状況調査技術者講習」を修了した建築士(宅地宅建取引業法施行規則第15条の8第1項に規定されたものをいう。)
- (5) 既存住宅状況調査 「既存住宅状況調査方法基準」(平成29年国土交通省告示第82号に定める基準をいう。)に従って行われた調査。

(交付の対象者)

第3条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 空き家の所有者である場合、本補助を受けた後3年間空き家登録制度への空き家の登録を継続できる者。但し、3年以内に空き家登録制度を利用し利用者との間に売買又は利用の契約が成立した場合はこの限りではない。
- (2) 空き家の所有者であり且つ空き家登録制度に空き家を登録中である者である場合、空き家について本要綱による補助金を受けていない者。
- (3) 空き家の利用者である場合、空き家登録制度を利用し所有者との間に空き家の売買又は貸借契約が成立している者。
- (4) 町税等に滞納のない者
- (5) 町長が特別な事情があると認める者

(補助事業等)

第4条 補助対象事業の種類は別表1のとおりとし、補助対象者及び補助金額は別表2のとおりとする。但し、補助事業について清掃又は不要となる家財処分に係る費用の補助については、その対象となる事業を事業者に依頼する場合、町内に事業所を有する事業者でなければならない。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は(以下、「申請者」という。)は、最上町空き家情報登録制度利活用購入補助金付申請書(様式第1号)を別表3に定める書類及び町長が必要と認める書類を添えて、町長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、交付すべき補助金額を決定し、最上町空き家情報登録制度利活用購入補助金決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付対象となる事業が完了したときには、速やかに最上町空き家情報登録制度利活用購入補助金実績報告書(様式第4号)に必要な書類等を添付して町長に提出しなければならない。但し、補助対象事業が別表1に定める空き家の購入及び空き家の中古住宅診断である場合はこの手続きを省略することができるものとする。

(補助金額の確定)

第8条 町長は、実績報告の提出を受けたときは、その関係書類を審査し、適当と認めたときは補助金の額を確定し、最上町空き家情報登録制度利活用購入補助金額確定通知書(様式第5号)により、交付決定者に通知するものとする。但し、補助対象事業が別表に定める空き家の購入及び空き家の中古住宅診断である場合はこの手続きを省略することができるものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の確定通知を受けた交付決定者は、速やかに最上町空き家情報登録制度利活用購入補助金交付請求書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 町長は、補助金の交付決定者が、この要綱に違反し、又は不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則(平成28年6月1日訓令19号)

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則(平成30年4月1日訓令22号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係） 第4条に定める補助対象事業の種類

区 分	事業内容
空き家の購入	利用者が、所有者より空き家を購入する事業
空き家の清掃又は既存家具等の処分	下記のいずれかの事業 <ul style="list-style-type: none"> ・所有者が、空き家を売却又は賃貸するために行う空き家の清掃又は既存家具等の処分 ・利用者が、所有者より空き家を購入又は貸借するために行う空き家の清掃又は既存家具等の処分
空き家の中古住宅診断	下記のいずれかの事業 <ul style="list-style-type: none"> ・所有者が、空き家を売却又は賃貸するために行う調査士による既存住宅調査、 ・利用者が、所有者より空き家を購入又は貸借するために行う調査士による既存住宅調査

別表2（第4条関係） 第4条に定める補助対象者及び補助金額

区 分	補助対象	補助金の額	備 考
空き家の購入	利用者	購入費用の1/5 上限 200,000 円	1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
空き家の清掃又は既存家具等の処分	所有者 又は 利用者	清掃又は不要となる既存家具等の処分に係る費用の内、かかる費用の全額又は 100,000 円のいずれか低い方の額	
空き家の中古住宅診断	所有者 又は 利用者	調査に要した費用の1/2の額又は 30,000 円のいずれか低い方の額	

別表2（第5条関係） 第5条に定める申請書の添付書類

区 分	補助金の額	備 考
空き家の購入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家の売買契約書の写し 	<p>1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。</p>
空き家の清掃又は既存家具等の処分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家の売買又は貸借契約書の写し ・ 清掃費又は不要となる既存家具等の処分費が確認できる書類 ・ 清掃場所の状況写真又は処分対象となる既存家具等の写真 ・ 空き家登録継続誓約書(様式第2号) (所有者が事業を実施する場合のみ) 	
空き家の中古住宅診断	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家の売買又は貸借契約書の写し ・ 調査費領収書の写し ・ 調査内容、調査者の資格が確認で書類 (「調査の結果の概要」の写し等) ・ 空き家登録継続誓約書(様式第2号) (所有者が事業を実施する場合のみ) 	